

## 中学校校舎ワックス塗布業務について

標記の件について、条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

令和8年6月24日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

### 記

#### 1 競争入札に付する業務

- (1) 業務番号  
五教総委第59号
- (2) 業務名  
中学校校舎ワックス塗布業務
- (3) 業務場所  
五所川原第四中学校、金木中学校
- (4) 業務期限  
令和9年3月31日
- (5) 業務概要  
仕様書のとおり
- (6) 予定価格  
公表しない
- (7) 発注担当課  
教育委員会事務局教育総務課
- (8) 入札書の提出方法  
直接持参の方法による（入札書は、所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。）。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であって、あらかじめ教育長の審査を受け、入札参加資格を有すると認められたものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年五所川原市規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が公告の日から入開札の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、裁判所からの更正又は再生手続開始決定がなされ、決定後の建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) **五所川原市内に本店**を有すること。
- (6) **令和8年度五所川原市物品等競争入札参加資格者名簿（取扱種目：建物清掃）**に登載さ

れていること。

- (7) 本件入札に係る資格審査申請書を提出した日以前の10年以内に同種業務の履行実績があること。

### 3 資格審査等

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類の各1部を発注担当課へ提出し、入札参加資格を有することについて教育長の審査を受けること。

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（業務委託）

イ 委託業務実績調書

※ ア及びイの書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

また、履行実績を証する書類を提出するときは、当該書類に記載している書類を添付すること。

- (2) 受付期間は、公告の日から令和8年7月1日まで（閉庁日を除く。）とする。  
(3) 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、受付期間の最終日については、午前9時から正午までとする。  
(4) 審査結果等

ア 資格の審査結果については、申請者に対して令和8年7月1日以降にFAXにて通知する。

イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは、異議の申立てをすることができる。

- (5) その他

ア 書類の作成及び提出に係る費用は、書類を提出した者が負担するものとし、提出された書類は、返却しない。

イ 提出された書類の差換え及び訂正は、認められない。また、提出された書類の内容を聴取し、別途関係書類の提出を求めることがある。

ウ 入札参加資格を有すると認められた者が入開札の日までに次のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合において、該当する者にその旨を通知する。

(ア) 入札参加資格の要件を欠いたとき。

(イ) 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

(ウ) 入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

### 4 設計図書等（設計書、設計図、契約書案等）

- (1) 縦覧期間

公告の日から令和8年7月8日まで

- (2) 縦覧方法

五所川原市ホームページ

<https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku-hikanren.html>

- (3) 設計図書等への質問回答

ア 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ発注担当課に電話連絡の上、令和8年7月6日までにFAXにより提出すること。

イ 発注担当課は、質問者に対して速やかにFAXにより回答する。

## 5 入札の辞退

- (1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入開札前日までに入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札辞退届は、市のホームページから様式をダウンロードして作成し、発注担当課に持参すること。

## 6 入札方法等

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、入札執行者の指示に従って提出すること。
- (4) 入開札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (5) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたものに限る。）を提出するとともに、入札書は、代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (6) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (7) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (8) 入札執行回数は、予定価格を事前公表する場合にあっては1回を限度とし、その他の場合にあっては2回を限度とする。
- (9) 予定価格の制限の範囲内における価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内における価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときをいう。）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

## 7 入開札の執行

- (1) 日時  
令和8年7月8日 午前10時30分
- (2) 場所  
五所川原市字布屋町41番地1 市庁舎2階 会議室2A
- (3) その他  
同日に複数の入開札を行うときは、入札執行者が入開札の順番を決定する。

## 8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が参加した入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
- (3) 入札者心得書及びこの公告に示した条件その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格を設定する場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

## 10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに発注担当課と接触し、契約締結の手続を経ること。
- (2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。
- (3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申し出があり、教育長がそれを承認したときは、この限りでない。
- (4) 落札者は、正当な理由がなく契約を締結しないときは、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に落札者が市の指名停止措置を受けたとき若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められるとき又はこの公告の要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しないことがある。

## 11 その他

- (1) この公告に関する問合せは、発注担当課まで電話により行うこと。  
電話番号：0173-35-2111 **内線2914**
- (2) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問回答書その他の書類については、この公告に記載された方法以外の方法で提出されたときは、受付をしない。